

用語の解説

【農林業経営体】

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15 a
 - ②施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③果樹栽培面積 10 a
 - ④露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一人法を含む。
組織経営体	世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。
農家以外の農業事業体（販売目的）	農業経営体のうち、調査期日現在で10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であり、かつ、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とする組織経営体をいう。
2 組織形態別	
法人化している（法人経営体）	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一人法を含む。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
【農業経営体】	
1 土地	
経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p> <p>経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地</p> <p>※注意：他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。</p>
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

	水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。
稲を作った田	食用又は飼料用の稲を作った田をいう。
食用	稲を作った田のうち、食用（主食用米、加工用米及び米粉用米）の稲を作った田をいう。
飼料用	稲を作った田のうち、飼料用（ホールクロップサイレージ（WCS）用稲、飼料用米、飼料用の青刈り稲など）の稲を作った田をいう。 なお、飼料用以外の青刈り稲は稲以外の作物に含めた。
二毛作した田	食用又は飼料用の稲を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
稲以外の作物だけを作った田	稲以外の作物だけを作った田をいう。 なお、飼料用以外の青刈り稲等、食用と飼料用以外の用途で稲を作った田はここに含めた。
何も作らなかった田	災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。 なお、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。 なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。
普通作物を作った畑	畑のうち、飼料用作物だけを作った畑、牧草専用地及び何も作らなかった畑を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。

飼料用作物だけ を作った畑	飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 なお、牧草と輪作している畑はここに含め、牧草だけを継続して作った畑は「牧草専用地」とした。
牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。
何も作らなかつ た畑	災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。 なお、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
所有耕地	所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

【農家】

1 農家

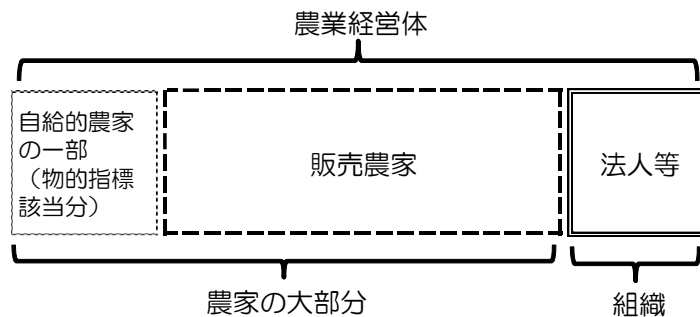
農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

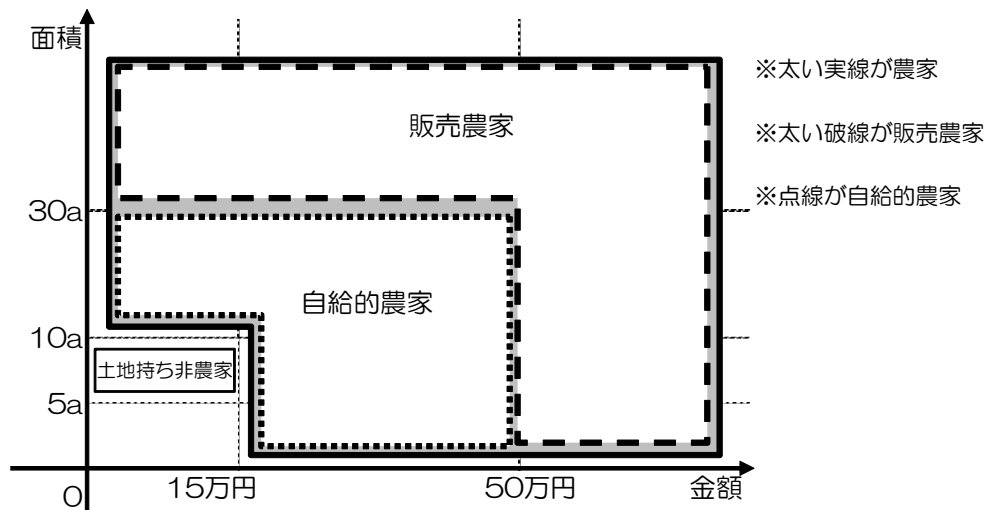
なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5 a 以上所有している世帯をいう。

(参考) 農業経営体と農家の区分



(参考) 世帯として定義される農家



【販売農家】

1 主副業別

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

2 専兼業別

専業農家 世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

兼業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家をいう。

生産年齢人口 15～64歳の者の人口をいう。

3 農業経営組織別

単一経営農家 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。

準単一複合農家 単一経営農家以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。

複合経営農家 単一経営農家以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった農家を除く。）の農家をいう。

4 農業労働力

農業後継者 15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。

経営方針の決定参画者（経営者を除く。）	<p>経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する次のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。</p> <p>(1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模 (2) 出荷先 (3) 資金調達 (4) 機械・施設などへの投資 (5) 農地借入 (6) 農作業受託（請負） (7) 雇用及びその管理</p>
世帯員	<p>原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子らは除く。 また、住み込みの雇人も除く。</p>
農業従事者	<p>15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。</p>
農業専従者	<p>農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。</p>
農業就業人口	<p>農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。</p>
基幹的農業従事者	<p>農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。</p>

(参考) 世帯員の就業状態区分

区分		仕事への従事状況				
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
			自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
普段の状況	仕事の主	基幹的農業従事者		農業従事者		
	主に自営業	農業就業人口				
	主に他に勤務					
	主に農業以外の自営業					
	主に家事・育児					
	主に学生					
その他						

5 販売目的の作物

販売目的の作物	<p>販売を目的として作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。</p>
作付面積	<p>は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。</p>
栽培面積	<p>一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。</p>

6 販売目的の家畜

乳用牛	<p>現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。</p> <p>なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。</p>
肉用牛	<p>肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。</p> <p>乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。</p>
豚	<p>自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。</p>
採卵鶏	<p>卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。</p> <p>種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。</p> <p>なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。</p>

7 農産物販売金額

農産物販売金額 肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

【林業経営体】

1 保有山林の状況

所有山林 実際に所有している山林をいう。
なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。
また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

貸付山林 所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林 単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。
また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林 $\text{保有山林} = \text{所有山林} - \text{貸付山林} + \text{借入山林}$

2 林産物の販売

林産物の販売を行った 過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのご類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。